

福祉避難所情報提供機器等整備費助成の創設等

(障害福祉室)

1 目的

東海地震などの大規模災害時において、災害に関する情報がすべての人々に伝わらなければならないが、聴覚や視覚に障害のある人については、災害時等において視覚や聴覚に障害のある方などに対して情報発信が確実に伝わる体制が十分にとられていない状況がある。

このため、福祉避難所等への情報伝達機器等の整備をする市町に対して助成するとともに、災害情報の確保が困難な在宅の身体に障害のある方に災害情報受信関連機器の購入経費について市町に対して助成する。

2 概要

	福祉避難所情報提供機器等整備費助成 (創設)	重度身体障害者等防災対策事業費助成 (拡充)
事業主体	市町	市町
内 容	福祉避難所等に情報提供機器等を整備する。 例：マイク、スピーカー、アイドラゴンII（CS放送受信アダプター）、テレビ、見えるラジオ、腕時計型受信機（シルウォッチ）、要約筆記ボード、点字アプラ、簡易パーテーション等	助成対象項目を増やす。 ① 防災ベッド ② 人工呼吸器装着患者が非常用バッテリー及び駆動発電機 ③ 災害情報受信関連機器 例：見えるラジオや腕時計型受信機（シルウォッチ）等
負担区分	県1/2、市町1/2	県1/2、市町1/2、自己負担1割（生保世帯・住民税非課税世帯を除く）
補助基準額	2,000千円／ヶ所	150千円／人

* 大規模地震対策等支援事業費（防災局）のメニューとして実施する。